

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和2年8月8日
在ドミニカ共和国日本国大使館

8日、メディーナ大統領は、7月21日から再度実施されている夜間外出禁止令を8月9日から25日間延長することを大統領令により発表しました。なお、外出禁止時間に変更はありません。

外出禁止時間

(1) サントドミンゴ県、国家特別区、サンティアゴ県、サン・クリストバル県、ラ・ベガ県、プエルト・プラタ県、ドゥアルテ県、サンペドロ・デ・マコリス県、ラ・ロマーナ県、サンファン・デ・マグアナ県、ラ・アルタグラシア県、アスア県、モンセニョール・ノウエル県、サンチェス・ラミレス県、マリア・トリニダード・サンチェス県

月～金曜日：午後7時から翌午前5時まで

土及び日曜日：午後5時から翌午前5時まで

(2) 上記以外の県

全ての曜日：午後8時から翌午前5時まで

なお、今回の延長措置は、8月16日に発足する新政権によって改めて見直される予定であり、その結果次第では実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://twitter.com/RodrigMarchena/status/1292099134254714880?cxt=HHwWhsC1hdPTu-4jAAAA>

○<https://es-la.facebook.com/PresidenciaRD/posts/3187317078023261>

○<https://presidencia.gob.do/noticias/danilo-medina-extiende-toque-de-queda-por-25-dias-revisable-por-autoridades-tomaran>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp